

市民マナー 条例

4月1日から過料行為と区域を拡大

新たに犬のふんの放置・空き缶等のポイ捨ても対象に



市では、「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」(通称：市民マナー条例)を平成16年4月からスタートさせ、路上喫煙や吸殻の投げ捨てなどの指導や過料の徴収をしてきました。

この「市民マナー条例」が昨年9月の改正により4月1日からは、新たに犬のふんの放置、空き缶等のポイ捨ても過料対象となります。また、これまでの「路上禁煙地区」は「路上禁煙・美化推進地区」に改め、地区と区域を拡大します。安全で清潔な街づくりのために、皆さまのご協力をお願いします。

(市民マナー条例担当室)



- 市内全域の公共の場所
(道路・公園等)での禁止行為**
- ① 歩きたばこ
 - ② 空き缶等のポイ捨て
 - ③ 犬のふんの放置
 - ④ 印刷物の散乱放置

過料区域の拡大

市内5駅周辺200mを指定していた路上禁煙地区が、13地区全16駅周辺の概ね400m範囲に拡大され、「路上禁煙・美化推進地区」となります。この地区内の道路上では、たばこの喫煙、犬のふんの放置、空き缶等のポイ捨てが禁止され、違反すると「過料2000円」が科されます。

過料区域の拡大

犬のふんの回収用具の携行

犬の散歩時には、ふんの回収用具の携行が努力義務となります。

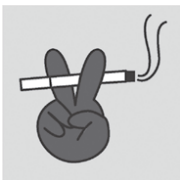
現在、地域づくり協議会や市民マナーサポーターによる本条例の啓発活動や清掃活動を積極的に行っています。今後も、周知看板や路面シートでの表示で市民マナー条例の推進活動を進めていきますので、皆さまのご協力をお願いします。



未来の楽しい市民生活「グー・チョコキ・パー」を始めよう。



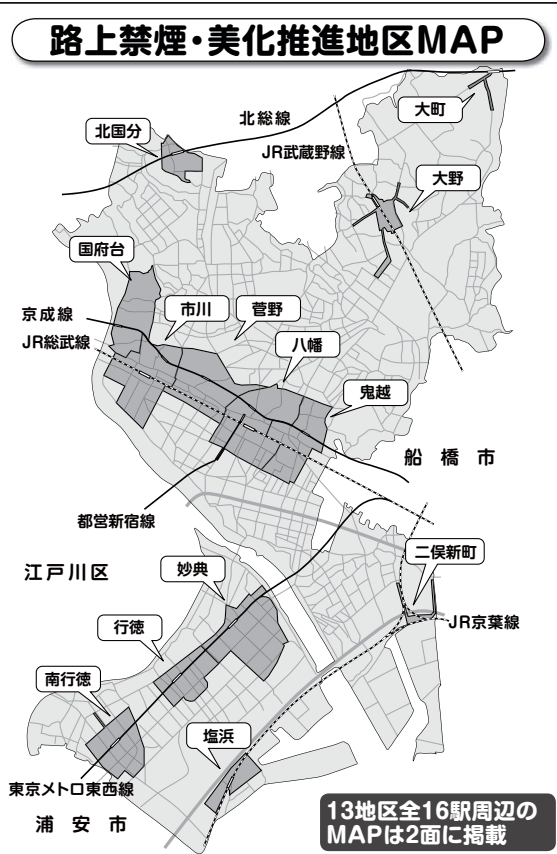
犬のふんは
持ち帰ろう。



やめよう
路上の喫煙。



ポイ捨て禁止。



13地区全16駅周辺のMAPは2面に掲載

広報
ICHIKAWA PUBLIC INFORMATION

いちかわ

3月13日
2010年(平成22年)
毎月第1~第4土曜日発行
No.1370

発行:市川市
編集:企画部広報聴担当
〒272-8501
市川市八幡1-1-1
TEL 047-334-1111
FAX 047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

3月13日(土)
裁判員制度出前講座
西部公民館
午後1時30分~3時30分

3月19日(金)
アイリンク スカイコンサート
ザ・タワーズウエスト45階
午後6時30分~7時
午後7時30分~8時